

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第三条の表職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第三条第一号の規定による技能検定試験の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改める。
別表行政書士法（以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える。

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）	法第十七条第二項及び農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号。以下この項において「令」という。）第五条第一項第二号の規定による登録検査機関の登録	農産物検査登録検査機関の登録手数料	一五〇、〇〇〇円
	法第十八条第三項において準用する法第十七条第二項及び令第五条第一項第四号の規定による登録検査機関の登録の更新	農産物検査登録検査機関の登録更新手数料	一〇、一〇〇円
	法第十九条第三項において準用する法第十七条第二項及び令第五条第一項第六号の規定による登録検査機関の変更登録	農産物検査登録検査機関の変更登録手数料	一 登録の区分を増加する場合 一五〇、〇〇〇円 二 農産物検査を行う農産物の種類を増加する場合 三〇、〇〇〇円

別表歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号。以下この項において「法」という。）の項を削り、同表職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に、「第三条第二号」を「第二条第二号」に改め、同表社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項において「法」という。）の項中

法附則第二十条第一項の規定による登録特定行為事業者の登録の申請に対する審査	登録特定行為事業者の登録申請手数料	三、二〇〇円
---------------------------------------	-------------------	--------

を

法附則第二十条第一項の規定による登録特定行為事業者の登録の申請に対する審査	登録特定行為事業者の登録申請手数料	三、二〇〇円
法第四十八条の三第一項の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録の申請に対する審査	登録喀痰吸引等事業者の登録申請手数料	三、二〇〇円

に改め、

同表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中

二七、〇〇〇円

を

五五、〇〇〇円

に、

一 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号。以下この項において「研修基準」という。）の二の表に定める課程を受講する場合
二七、〇〇〇円

を

一 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十八号。以下この項において「研修基準」という。）の二の表に定める課程を受講する場合
三九、〇〇〇円

に、

二 研修基準の三の表に定める課程のうち、介護保険制度論、対人個別援助技術、高齢者の疾病と対処及び主治医との連携、社会資源活用、人格の尊重及び権利擁護、ケアマネジメント（介護支援サージャ及び介護予防支援をいう。以下この項において同じ。）とそれを担う介護支援専門員の倫理及びケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方に關する講義並びに対人個別援

助技術に関する演習並びに訪問介護・訪問入浴介護、訪問看護・訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護・通所リハビリテーション、短期入所・介護保険施設、介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護、福祉用具・住宅改修、リハビリテーション又は認知症高齢者・精神疾患に関する講義のうちいずれか三科目を受講する場合
一四、〇〇〇円

を

二 研修基準の三の表に定める課程を受講する場合
三三、〇〇〇円

に、

三 研修基準の三の表に定める課程のうち、介護支援専門員の課題に関する講義、介護支援専門員特別講義及びサード担当会議に関する演習並びに居宅介護支援事例研究に関する講義及び居宅介護支援に関する演習又は施設介護支援事例研究に関する講義及び施設介護支援に関する演習のうちいずれか一を受講する場合
一四、〇〇〇円

を

三 研修基準の三の表に定める課程のうち、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表に係るリハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サードの活用に関する事例、認知症に関する事例、入退院時等における医療との連携に関する事例、家族への支援の視点が必要な事例、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例及び状態に応じた多様なサード（地域密着型サード、施設サード等）の活用に関する事例を受講する場合
二四、〇〇〇円

に改め、同表長期

優良住宅の普及に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中

一 長期優良住宅建築等
計画により建築しよう
とする住宅が一戸建て
の住宅（住宅の用途以
外の用途に供する部分
を有しないものに限る。
以下この項において同
じ。）の場合

を

一 長期優良住宅建築等
計画により新築しよう
とする住宅が一戸建て
の住宅（住宅の用途以
外の用途に供する部分
を有しないものに限る。
以下この項において同
じ。）の場合

に、

二 長期優良住宅建築等
計画により建築しよう
とする住宅が一に掲げ
る住宅以外の場合にあ
っては、当該住宅に係
る建築物の床面積の合

二 長期優良住宅建築等
計画により新築しよう
とする住宅が一に掲げ
る住宅以外の場合にあ
っては、当該住宅に係
る建築物の床面積の合
計の1から8までに掲
げる区分に応じ当該区
分に定める額

1 床面積の合計が五
〇〇平方メートル以
内のもの
七九、〇〇〇円
（適合審査を受けた
場合）
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては四三、〇〇
〇円）

2 床面積の合計が五
〇〇平方メートルを
超え一、〇〇〇平方
メートル以内のもの
一二七、〇〇〇円
（適合審査を受けた
場合）
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては七〇、〇〇
〇円）

3 床面積の合計が一、
〇〇〇平方メートル
を超え三、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
二五一、〇〇〇円
（適合審査を受けた
場合）
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては一三一、〇

計（建築物の増築又は改築をしようとする部分と既存建築物の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するように増築又は改築をしようとする場合においては、当該増築又は改築をしようとする部分の床面積の合計とする。以下この項において同じ。）の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
七九、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては一二〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては四三、〇〇〇円）

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一二七、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては二〇〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては七〇、〇〇〇円）

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては三一〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては一三一、〇〇〇円）

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートル

を

四〇〇円）

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四四九、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては五九〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては二二五、〇〇〇円）

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
七七二、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては三四九、〇〇〇円）

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一、四二八、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては六三七、〇〇〇円）

7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二、〇四一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあつては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあつては八七二、〇〇〇円）

8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メー

に、

を越え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四四九、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては五九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては二二五、〇〇〇円)

5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
七七二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては三四九、〇〇〇円)

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一、四二八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては六三七、〇〇〇円)

7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二、〇四一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては八七二、〇〇〇円)

8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二、五〇〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた

トルを超えるもの
二、五〇〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては二八四、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一、〇五六、〇〇〇円)

三 長期優良住宅建築等計画により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合
七三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円)

四 長期優良住宅建築等計画により増築し、又は改築しようとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
一七二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、一九、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七五、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、三五、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超える三、〇〇〇平方メートル以内のもの
五四三、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合は、五〇、〇〇〇円)

場合にあっては二八
四、〇〇〇円、住宅
性能評価を受けた場
合にあっては一、〇
五六、〇〇〇円)

一 長期優良住宅建築等
計画の変更により建築
しようとする住宅が一
戸建ての住宅の場合

を

4 床面積の合計が三、
〇〇〇平方メートル
を超え五、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
九七二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、九三、〇〇
〇円)

5 床面積の合計が五、
〇〇〇平方メートル
を超え一〇、〇〇〇
平方メートル以内の
もの
一、六七二、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、一六〇、〇
〇〇円)

6 床面積の合計が一
〇、〇〇〇平方メー
トルを超え二〇、〇
〇〇平方メートル以
内のもの
三、〇九三、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、二六三、〇
〇〇円)

7 床面積の合計が二
〇、〇〇〇平方メー
トルを超え三〇、〇
〇〇平方メートル以
内のもの
四、四二〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、三二四、〇
〇〇円)

8 床面積の合計が三
〇、〇〇〇平方メー
トルを超えるもの
五、四一四、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合は、三四五、〇
〇〇円)

一 長期優良住宅建築等
計画の変更により新築
しようとする住宅が一
戸建ての住宅の場合

二 長期優良住宅建築等

に、

二 長期優良住宅建築等
計画の変更により建築
しようとする住宅が一
に掲げる住宅以外の場
合にあつては、当該住
宅に係る建築物の床面
積の合計の1から8ま
でに掲げる区分に応じ

計画の変更により新築
しようとする住宅が一
に掲げる住宅以外の場
合にあつては、当該住
宅に係る建築物の床面
積の合計の1から8ま
でに掲げる区分に応じ
当該区分に定める額

1 床面積の合計が五
〇〇平方メートル以
内のもの
七九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合にあつては一二、
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては四三、〇〇
〇円)

2 床面積の合計が五
〇〇平方メートルを
超え一、〇〇〇平方
メートル以内のもの
一二七、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合にあつては二〇、
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては七〇、〇〇
〇円)

3 床面積の合計が一、
〇〇〇平方メートル
を超え三、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
二五一、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合にあつては三一、
〇〇〇円、住宅性能
評価を受けた場合に
あつては一三一、〇
〇〇円)

4 床面積の合計が三、
〇〇〇平方メートル
を超え五、〇〇〇平
方メートル以内のも
の
四四九、〇〇〇円
(適合審査を受けた
場合にあつては五九、

- 当該区分に定める額
- 1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
七九、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては一二〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては四三、〇〇〇円)
 - 2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一二七、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては二〇〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては七〇、〇〇〇円)
 - 3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの
二五一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては三一〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一三一、〇〇〇円)
 - 4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
四四九、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては五九〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては二二五、〇〇〇円)
 - 5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇

を

- 〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては二二五、〇〇〇円)
- 5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
七七二、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては三四九、〇〇〇円)
- 6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一、四二八、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては六三七、〇〇〇円)
- 7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二、〇四一、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては八七二、〇〇〇円)
- 8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二、五〇〇、〇〇〇円
(適合審査を受けた場合にあっては二八四、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一、〇

に改め、同表に次

平方メートル以内のもの
七七二、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあっては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては三四九、〇〇〇円）

6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
一、四二八、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては六三七、〇〇〇円）

7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二、〇四一、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあっては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては八七二、〇〇〇円）

8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
二、五〇〇、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合にあっては二八四、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一、〇五六、〇〇〇円）

五六、〇〇〇円）

三 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合
七三、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一〇、〇〇〇円）

四 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が三に掲げる住宅以外の場合にあっては、当該住宅に係る建築物の床面積の合計の1から8までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの
一七二、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、一九、〇〇〇円）

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七五、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、三五、〇〇〇円）

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの
五四三、〇〇〇円
（適合審査を受けた場合は、五〇、〇〇〇円）

4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

のように加える。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第</p>	<p>法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備等の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）し</p>
---	--	--------------------------------	--

<p>九七二、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、九三、〇〇〇円）</p> <p>5 床面積の合計が五〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、六七二、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、一六〇、〇〇〇円）</p> <p>6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三、〇九三、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、二六三、〇〇〇円）</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、四二〇、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、三二四、〇〇〇円）</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、四一四、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、三四五、〇〇〇円）</p>

五十三号。
以下この
項におい
て「法」
という。

ようとす
る建築物
が一戸建
ての住宅
(住宅の
用途以外
の用途に
供する部
分を有し
ないもの
に限る。
以下この
項におい
て同じ。)
の場合
において
は、当該
建築物の
床面積の
合計の1
及び2に
掲げる区
分に
応じ当該
区分に定
める額

1 床面積の合計が二
〇〇平方メートル未
満のもの
三七、〇〇〇円

(当該計画が法第三
十条第一項の基準に
適合していることに
ついての規則で定め
る図書(以下「誘導
基準適合図書」とい
う。)を提出する場
合は、五、〇〇〇円

2 床面積の合計が二
〇〇平方メートル以
上のもの
四一、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
五、〇〇〇円)

二

建築物エネルギー消
費性能向上計画により
建築等しようとする建
築物が一に掲げる建築
物以外の場合で住戸の
部分のみの認定を受け
ようとする場合にあつ
ては、当該建築物に係
る認定を受けようとし
る住戸の床面積の合計
の1から4までに掲げ
る区分に応じ当該区分
に定める額。ただし、
四に掲げる建築物に関
する認定を併せて受け
ようとする場合は、手
数料を徴収しない。

1 住戸の床面積の合
計が三〇〇平方メー

トル未満のもの
七四、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
一〇、〇〇〇円)

2 住戸の床面積の合
計が三〇〇平方メー
トル以上二、〇〇〇
平方メートル未満の
もの
一二四、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
二二、〇〇〇円)

3 住戸の床面積の合
計が二、〇〇〇平方
メートル以上五、〇
〇〇平方メートル未
満のもの
二一一、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
四八、〇〇〇円)

4 住戸の床面積の合
計が五、〇〇〇平方
メートル以上のもの
三〇二、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
八六、〇〇〇円)

三 建築物エネルギー消
費性能向上計画により
建築等しようとする建
築物が一に掲げる建築
物以外の場合で非住宅
部分(法第十一条第一
項に規定する非住宅部
分をいう。以下この項
において同じ。)のみ
の認定を受けようとする
場合にあつては、当
該建築物に係る認定を
受けようとする非住宅
部分の床面積の合計の
1から6までに掲げる
区分に応じ当該区分に
定める額。ただし、四
に掲げる建築物に關す
る認定を併せて受けよ

うとする場合は、手数料を徴収しない。

1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの

二四五、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一〇、〇〇〇
円、建築物エネルギー
消費性能基準等を
定める省令(平成二
十八年経済産業省令
・国土交通省令第一
号。以下「基準省令
一」という。)第八条
第一号イ(2)及び同号
ロ(2)の基準(以下「
非住宅建築物のモデ
ル建築物誘導基準」
という。)に適合し
ている場合(誘導基
準適合図書を提出す
る場合を除く。以下
この項において同じ。
)にあつては九四、
〇〇〇円)

2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの

三九六、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては二九、〇〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一五七、
〇〇〇円)

3 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの

五六五、〇〇〇円
(誘導基準適合図書を提出する場合にあ

つては八六、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては二五四、〇〇〇円)

4 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの
六九六、〇〇〇円

(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一三七、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては三三二、〇〇〇円)

5 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
八二二、〇〇〇円

(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一七三、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては三九九、〇〇〇円)

6 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
九三八、〇〇〇円

(誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二一六、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあっては四六八、〇〇〇円)

四 建築物エネルギー消費性能向上計画により建築等しようとする建

建築物が一に掲げる建築物以外の場合で建築物全体の認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
七四、〇〇〇円
（誘導基準適合図書
を提出する場合は、
一〇、〇〇〇円）

2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
一二四、〇〇〇円
（誘導基準適合図書
を提出する場合は、
二二、〇〇〇円）

3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
二一一、〇〇〇円
（誘導基準適合図書
を提出する場合は、
四八、〇〇〇円）

4 住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
三〇二、〇〇〇円
（誘導基準適合図書

を提出する場合は、
八六、〇〇〇円)
5 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの

二四五、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
っては一〇、〇〇〇
円、基準省令第八条
第一号イ(2)及び同号
ロ(2)の基準に適合し
ている場合又は第一
条第一項第一号ロ及
び第八条第一号イ(2)
の基準に適合してい
る場合(誘導基準適
合図書を提出する場
合を除く。以下この
項において「モデル
建築物誘導基準等に
適合している場合」
という。)にあつて
は九四、〇〇〇円)
6 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
三九六、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては二九、〇〇〇
円、モデル建築物誘
導基準等に適合して
いる場合にあつては
一五七、〇〇〇円)

7 非住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
五六五、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては八六、〇〇〇
円、モデル建築物誘
導基準等に適合して
いる場合にあつては

	<p>建築物エネルギー消費性向上計画の建築基準関係規定の適用の審査に係る申出の受</p>
<p>二五四、〇〇〇円） 8 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの 六九六、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一三七、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては三三二、〇〇〇円） 9 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 八二二、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一七三、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては三九九、〇〇〇円） 10 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 九三八、〇〇〇円 （誘導基準適合図書を提出する場合にあっては二一六、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあっては四六八、〇〇〇円）</p>	<p>建築物エネルギー消費性向上計画に係る建築物（法第三十一条第二項の規定による場合は、計画の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の床面積の合計（建築</p>

物の建築又は大規模の修繕、大規模の様替若しくは用途の変更（以下この項において「用途変更等」という。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は用途変更等に係る部分の床面積（建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた既存建築物の全部若しくは一部を含んだ建築又は用途変更等に係るものにあつては、建築により床面積が増加する場合においては当該増加する部分の床面積とし、用途変更等の場合においては当該用途変更等に係る部分の床面積の二分の一とする。一 一から一九までにおいて同じ。）の一から一九までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、建築基準法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を必要とする建築物（建築物の一部が構造計算適合性判定を必要とする場合においては当該部分を構造計算適合性判定を必要とする建築物とし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においてはそれぞれ別の建築物として構造計算適合性判定を必要とする建築物とする。以下この項において「構造計算適合性判定対象建築物」という。）一棟ごとに、床面積の合計（既存建築物の全部又は一部を含んで

構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、法第三十一条第二項の規定による場合においては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積とする。二一から二五までにおいて同じ。）の二一から二五までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 1 床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの
七、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの
一三、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの
一九、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの
二六、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの
四六、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
六五、〇〇〇円
- 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル

を越え一〇、〇〇〇
 平方メートル以内の
 もの
 一九〇、〇〇〇円

8 床面積の合計が一
 〇、〇〇〇平方メー
 トルを越え五〇、〇
 〇〇平方メートル以
 内のもの
 三一〇、〇〇〇円

9 床面積の合計が五
 〇、〇〇〇平方メー
 トルを超えるもの
 六〇〇、〇〇〇円

二

1 構造計算適合性判
 定対象建築物の床面
 積の合計が一、〇〇
 〇平方メートル以内
 のもの
 一八四、〇〇〇円
 (建築基準法第二十
 条第一項第二号イ又
 は第三号イに規定す
 る国土交通大臣の認
 定を受けたプログラ
 ム(以下この項にお
 いて「大臣認定プロ
 グラム」という。)
 によるものについて
 は、一六五、〇〇〇
 円)

2 構造計算適合性判
 定対象建築物の床面
 積の合計が一、〇〇
 〇平方メートルを超
 え二、〇〇〇平方メ
 ートル以内のもの
 二〇八、〇〇〇円
 (大臣認定プログラ
 ムによるものについ
 ては、一八六、〇〇
 〇円)

3 構造計算適合性判
 定対象建築物の床面
 積の合計が二、〇〇
 〇平方メートルを超
 え一〇、〇〇〇平方
 メートル以内のもの

		<p>三二四、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるもの) については、二八六、〇〇〇円)</p> <p>4 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四〇五、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるもの) については、三五五、〇〇〇円)</p> <p>5 構造計算適合性判定対象建築物の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五六九、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるもの) については、四九四、〇〇〇円)</p>
<p>法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>一 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一八、五〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合は、二、五〇〇円)</p> <p>2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、五〇〇円 (誘導基準適合図書</p>

を提出する場合は、
二、五〇〇円)

二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で住戸の部分のみの認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
三七、〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
五、〇〇〇円)

2 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
六二、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
一一、〇〇〇円)

3 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
一〇五、五〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
二四、〇〇〇円)

4 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの
一五一、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
四三、〇〇〇円)

三 建築物エネルギー消費
性能向上計画を変更
しようとする建築物が
一に掲げる建築物以外
の場合で非住宅部分の
みの認定を受けようと
する場合にあつては、
当該建築物に係る変更
の認定を受けようとす
る非住宅部分の床面積
の合計の1から6まで
に掲げる区分に応じ当
該区分に定める額。た
だし、四に掲げる建築
物に係る変更の認定を
併せて受けようとする
場合は、手数料を徴収
しない。

1 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平方
メートル未満のもの
の

一二二、五〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては五、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデ
ル建築物誘導基準に
適合している場合に
あつては四七、〇〇
〇円)

2 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートル以上二、
〇〇〇平方メートル
未満のもの

一九八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一四、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては七八、
五〇〇円)

3 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇

-
-
-
-
- 平方メートル以上
五、○○○平方メー
トル未満のもの
二八二、五○○円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては四三、○○○
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一二七、
○○○円)
- 4 非住宅部分の床面
積の合計が五、○○
○平方メートル以上
一〇、○○○平方メ
ートル未満のもの
三四八、○○○円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては六八、五○○
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一六六、
○○○円)
- 5 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、○
○○平方メートル以
上二五、○○○平方
メートル未満のもの
四一一、○○○円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては八六、五○○
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一九九、
五○○円)
- 6 非住宅部分の床面
積の合計が二五、○
○○平方メートル以
上のもの
四六九、○○○円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一〇八、○○
○円、非住宅建築物
-

のモデル建築物誘導
基準に適合している
場合にあつては二三
四、〇〇〇円)

四 建築物エネルギー消
費性能向上計画を變更
しようとする建築物が
一に掲げる建築物以外
の場合で建築物全体の
認定を受けようとする
場合にあつては、当該
建築物の住宅部分の床
面積の合計(既に当該
計画の認定を受けた部
分で変更しない部分に
係るものを含む。)の
1から4までに掲げる
区分に応じ当該区分に
定める額を、当該建築
物の非住宅部分の床面
積の合計(既に当該計
画の認定を受けた部分
で変更しない部分に係
るものを含む。)の5
から10までに掲げる区
分に応じ当該区分に定
める額を、それぞれ合
算した額

1 住宅部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートル未満のもの
三七、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
五、〇〇〇円)

2 住宅部分の床面積
の合計が三〇〇平方
メートル以上二、〇
〇〇平方メートル未
満のもの
六二、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
一一、〇〇〇円)
3 住宅部分の床面積
の合計が二、〇〇〇
平方メートル以上五、
〇〇〇平方メートル
未満のもの

一〇五、五〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
二四、〇〇〇円)

4 住宅部分の床面積
の合計が五、〇〇〇
平方メートル以上の
もの
一五一、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合は、
四三、〇〇〇円)

5 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートル未満のも
の
一二二、五〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合に
あつては五、〇〇〇円、
モデル建築物誘導基
準等に適合している
場合にあつては四七、
〇〇〇円)

6 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートル以上二、
〇〇〇平方メートル
未満のもの
一九八、〇〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合に
あつては一四、五〇〇
円、モデル建築物誘
導基準等に適合して
いる場合にあつては
七八、五〇〇円)

7 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートル以上
五、〇〇〇平方メー
トル未満のもの
二八二、五〇〇円

(誘導基準適合図書
を提出する場合に
あつては四三、〇〇〇
円、モデル建築物誘
導基準等に適合して
いる場合にあつては

	<p>法第三十六条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>
	<p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>
<p>8 非住宅部分の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの 三四八、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては六八、五〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては一六六、〇〇〇円)</p> <p>9 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四一一、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては八六、五〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては一九九、五〇〇円)</p> <p>10 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四六九、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあっては一〇八、〇〇〇円、モデル建築物誘導基準等に適合している場合にあつては二三四、〇〇〇円)</p>	<p>一 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計の1及び2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額</p> <p>1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未</p>

満のもの

三七、〇〇〇円

(申請に係る建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについての規則で定める図書(以下「消費性能基準適合図書」という)を提出する場合にあつては五、〇〇〇円、基準省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)にあつては一九、〇〇〇円)

2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの

四一、〇〇〇円

(消費性能基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円、仕様基準に適合している場合にあつては二〇、〇〇〇円)

二

申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額

1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの

<p>七四、〇〇〇円 (消費性能基準適合 図書を提出する場合 にあつては一〇、〇 〇〇円、仕様基準に 適合している場合に あつては三五、〇〇 〇円)</p>	<p>2 住宅部分の床面積 の合計が三〇〇平方 メートル以上二、〇 〇〇平方メートル未 満のもの 一二四、〇〇〇円 (消費性能基準適合 図書を提出する場合 にあつては二二、〇 〇〇円、仕様基準に 適合している場合に あつては六一、〇〇 〇円)</p>	<p>3 住宅部分の床面積 の合計が二、〇〇〇 平方メートル以上五、 〇〇〇平方メートル 未満のもの 二一一、〇〇〇円 (消費性能基準適合 図書を提出する場合 にあつては四八、〇 〇〇円、仕様基準に 適合している場合に あつては一〇一、〇 〇〇円)</p>	<p>4 住宅部分の床面積 の合計が五、〇〇〇 平方メートル以上の もの 三〇二、〇〇〇円 (消費性能基準適合 図書を提出する場合 にあつては八六、〇 〇〇円、仕様基準に 適合している場合に あつては一六八、〇 〇〇円)</p>	<p>5 非住宅部分の床面 積の合計が三〇〇平 方メートル未満のも</p>
---	---	--	---	---

の
二四五、〇〇〇円
(消費性能基準適合
図書を提出する場合
にあつては一〇、〇
〇〇円、基準省令第
一条第一項第一号ロ
の基準(以下「モデ
ル建築物消費性能基
準」という。)に適
合している場合(消
費性能基準適合図書
を提出する場合を除
く。以下この項にお
いて同じ。)にあつ
ては九四、〇〇〇円

6 非住宅部分の床面
積の合計が三〇〇平
方メートル以上二、
〇〇〇平方メートル
未満のもの
三九六、〇〇〇円

(消費性能基準適合
図書を提出する場合
にあつては二九、〇
〇〇円、モデル建築
物消費性能基準に適
合している場合にあ
つては一五七、〇〇
〇円)

7 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートル以上
五、〇〇〇平方メー
トル未満のもの
五六五、〇〇〇円

(消費性能基準適合
図書を提出する場合
にあつては八六、〇
〇〇円、モデル建築
物消費性能基準に適
合している場合にあ
つては二五四、〇〇
〇円)

8 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートル以上
一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項中「四、〇一〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

四 死後措置料	
---------	--

	六、一六四円
--	--------

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

四 死後措置料	
---------	--

	六、一六四円
--	--------

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第五条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雌畜からの受精卵の採取」の下に「、体外受精卵の製造」を加える。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 体外受精卵製造技術手数料 五万五千元

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号。以下この項において「法」という。)の項を削る改正規定 公布の日

二 第一条中広島県手数料条例別表介護保険法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定(介護支援専門員実務研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料(厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成十八年厚生労働省告示第二百十八号)の二の表に定める課程を受講する場合に限る。)に係る部分に限る。) 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

(広島県立福山若草園設置及び管理条例に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の広島県立福山若草園設置及び管理条例による特別診

断書若しくは普通診断書又は証明書の交付又は再交付の申請をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。